

ジェットロ・バンコク知的財産部による 取り組み



会員・ジェットロバンコク事務所 石川 勇介

要 約

筆者は、2018年3月までジェットロ・バンコク知的財産部に所属し、同知的財産部メンバーとともに、アセアン10カ国、特にメコン地域（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマー）を対象国として、日系企業等の知的財産に関する業務をサポートする業務を行ってきた。

本稿では、ジェットロ・バンコク知財部の主な業務、最近の取り組みについて紹介する。特に、最近のイベントとして「タイ営業秘密セミナー（2015年11月開催）」、「タイ駐在員向け知財基礎セミナー（2018年1月開催）」、「政府機関向けタイ真贋判定セミナー（2017年6月開催）」そして「タイ国境での模倣品現地調査（2017年8月開催）」について紹介することとする。

目次

1. はじめに
2. ジェットロ・バンコク知財部の業務
3. タイ営業秘密セミナー（2015年11月開催）
4. タイ駐在員向け知財基礎セミナー（2018年1月開催）
5. 政府機関向けタイ真贋判定セミナー（2017年6月開催）
6. タイ国境での模倣品現地調査（2017年8月開催）
7. おわりに

1. はじめに

筆者は、2016年10月から2018年3月までジェットロ・バンコク知的財産部に所属し、同知的財産部メンバーとともに、アセアン10カ国、特にメコン地域（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマー）を対象国として、日系企業等の知的財産に関する業務をサポートする業務を行ってきた。

本稿では、ジェットロ・バンコク知的財産部の主な業務、最近の取り組みについていくつかご紹介したい。



図1 ジェットロ・バンコク知的財産部のメンバー
(2018年3月時点)

※同知的財産部は、特許庁から出向されている加藤 範久部長（写真左から2番目）、日本弁理士の木挽謙一 知財専門家（写真中央）、コーディネーターの Ms. Narawan Boonyapisomparn（写真右）、アシスタントの Ms. Waraporn Ponchuay（写真右から2番目）に私（写真左）を加えた5名体制となっている。

2. ジェットロ・バンコク知財部の業務

ジェットロ・バンコク知財部では、アセアン10カ国を対象国として、以下の知財業務を主に行っている。

- ①知的財産制度に関する情報の調査およびその広報
- ②知財に関する法律的な助言（ブリーフィング対応）
- ③知財制度に関するセミナー開催
（日系企業向け、政府機関向け、現地人向け）
- ④東南アジア知財ネットワーク（SEAIPJ）の事務局
（会員向けに知財情報を発信、現地WG活動のサポート）
- ⑤現地政府当局へのロビーイング活動
（知的財産庁、警察、税関、裁判所、検察等）

①「知財制度に関する情報調査およびその広報」にあたっては、ジェットロ・バンコクが実施した各種調査報告（例えば、2017年度では「タイにおける権利執行状況に関する調査」、「アセアン主要国の税関における知財関連法規・運用実態の調査」などを実施）をジェットロ HP にウェブアップしているため、関心のある調査テーマがあれば下記ウェブサイトからご参照いただ

きたい。また、「東南アジア知財ニュース」としてメルマガメンバー（無料）向けに海外メディアで報道された知財ニュースを収集し、情報発信しているの、興味があれば同じく下記ウェブサイトから登録いただきたい。<https://www.jetro.go.jp/world/asia/ip.html>

②「知財に関する法律的な助言（ブリーフィング対応）」にあたっては、「現地で特許や商標の権利を取得するためにはどうすれば良いか」、「模倣品が出回って困っている」等の相談のほか、「最近の知的財産の法改正状況や統計情報について知りたい」等の質問も受け付けているのでご利用いただきたい。タイの法律事務所へ行く前の事前相談としての活用も検討されたい。

③「知財制度に関するセミナー開催」にあたっては、日系企業等のタイ駐在員向けセミナーとして、2015年11月に「タイ営業秘密セミナー」、2018年1月に「アセアン知財基礎セミナー」を開催しているの、詳細を後半で紹介したい。なお、参加者からは継続的なセミナー開催を希望する声も挙がっており、今後もジェトロ会員等向けに広く周知し、知財に関する各種セミナーを実施していく予定である。

④「東南アジア知財ネットワーク（SEAIPJ）」とは、東南アジア地域における横断的な日系企業の知財活動を支援する場として、2012年3月に発足したもの。ジェトロが同ネットワークの事務局を務めており、東南アジアに進出する日系企業の支援を行っている。

SEAIPJでは、東南アジア各国当局との意見交換や要望書の提出、メンバー間による知財分野での協働、知財関連情報の共有を進めているほか、東南アジアに関する法改正状況や判例など、より専門的な知財ニュースのメール配信を行っている。お申し込み（無料）については、下記を参照の上、ジェトロ・バンコク知財部までご連絡いただきたい。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/asean/ip/seaipj/>



図2 SEAIPJ ロゴマーク

そのほか、アセアンにおいては模倣品・海賊版被害が多く発生しているため、日系企業等の模倣品被害の実態や模倣品の流通ルート、模倣品対応策などについて

現地調査を行っており、また模倣品対策事業を実施している。

直近では2017年6月に政府機関向けに「タイ真贋判定セミナー」を開催、2017年8月にはタイ国境（メーソート - ミャワディ）での模倣品実態を探るべく「国境現地調査」を実施しているの、こちらも詳細をご紹介したい。

3. タイ営業秘密セミナー（2015年11月開催）

営業秘密を含む知的財産の活用が、企業の競争力維持に一層重要となっているところ、IT技術の発展などにより情報の流失や侵害が起こり易くなり、管理の重要性が増している。そこでジェトロ・バンコクは、タイ商務省知的財産局との共催で、タイ駐在員及びタイ人従業員向けに本セミナーをバンコクで開催した。



図3 セミナー講師としてタイ知財局法務官、大手法律事務所の弁護士らを招聘

➤①「法的保護に欠かせない契約書と適切な管理」

まずタイ知財局法務官より営業秘密法について解説いただいた。営業秘密の範囲としては、製造ノウハウだけでなく特許出願前の実験結果や従業員のトレーニングマニュアルなど幅広い情報が該当するところ、コンピュータの普及や、従業員の転職が容易なことから、営業秘密が流失し易くなっている、営業秘密と見なされる要件については、一般に知られていない情報で商業的価値のあるものであることに加え、契約書などの営業秘密を含む文書を金庫に入れるなど、企業が適切な管理をしていることが法的保護を受けるためには必要とのこと。外部の者が容易にアクセスできる場所に情報を保管していたケースや、図面による製作発注で契約書が作成されていなかったケースなどでは、営業秘密の侵害の訴えが却下された事例があり、法的

に営業秘密と認められるには、適切な管理や守秘義務を盛り込んだ契約書の作成が重要である。

また、営業秘密が侵害された場合の法的措置として、民事訴訟において仮使用差し止め請求や損害賠償請求を行うほか、過去に例はほぼないものの、刑事訴訟を起こすことも可能とのことである。

➤②「侵害に対する訴訟は実務上困難」

次に Tilleke&Gibbins 法律事務所より、営業秘密法による法的保護を受けるための実務上の問題点を解説いただいた。明確な委託契約がない場合は、営業秘密の所有権は会社ではなく、社員に属し、親会社のノウハウなどを活用している場合には、所有者が不明確になるという。営業秘密であるかどうかは、適切な管理手段を取っているかがポイントとなるところ、何が適切な手段かは法律に定めがなく、曖昧とのこと。営業秘密の管理については、(1) 物理的なセキュリティーとして、一般の人が簡単にアクセスできないようにしているか、アクセス制限を行っているか、(2) 電子上のセキュリティーとして、パスワードによるアクセス権限などの設定、データトラフィックの保持などを行っているか、(3) 営業秘密であるとの証明について、秘密保持契約の締結があるか、などが法的な判断ポイントになるとのことである。

営業秘密の侵害があった場合の措置として、民事訴訟は証拠集めの手間や証明の困難さ、認められる賠償額の少なさなどから効率が悪く、一方で刑事訴訟は警察を巻き込むことになる、と述べた。例えば、機械製作に関わる営業秘密が侵害され、同じ様な機械が作られた場合、侵害された営業秘密がその機械の中でどう使われているかを証明するのは極めて困難だ、とした。ほかの実務上の問題として、開発中の製品に関する営業秘密については商業価値を証明することが困難な点も挙げた。

また訴訟になれば、その過程で多くの営業秘密に関する情報を提出しなければならず、相手側（ライバル企業）の知るところとなるため、訴訟にしない方が企業としては損害が少ない、と断言した。なお、営業秘密の侵害に対する訴訟は平均4年かかり、証人は20人程度必要なこと、損害賠償額に比べ費用が高額になる、とのことである。

訴訟は最後の手段で、企業にとって価値のある情報は何で、それをどう保護するのか、が重要だという。

例えば、分解・解析が容易で仕組みや仕様などが分かりやすいものは特許を取得して保護する一方、そうでないものは営業秘密にするなどの対策が考えられるとしている。

➤③「管理システム構築や従業員教育が重要」

最後に民間企業を代表して、サイアムセメントグループより、企業が付加価値の高い製品を生み出すために研究開発がより重要となっており、営業秘密の管理の必要性が増している、と前置きして、同社での営業秘密管理の取り組みを紹介いただいた。

同社は2009年に営業秘密などの情報管理システムを導入したという。営業秘密の管理においては社内の手順を定めることが特に重要とし、情報に対して、社内向けか公表していいものか、営業秘密かどうか、アクセス権はどうするかなどの格付けを行っている述べた。具体的な秘密の保護策として、複製（コピー）の管理や、誰に複製を渡したか、いつ廃棄したかなどの記録の徹底を挙げ、企業の取り組みとしては、秘密が漏れた場合にどのような損害が会社に生じるのかについて繰り返し教育する必要がある、企業がそれぞれ管理システムを構築しなければならない、とした。

なお、営業秘密の保護が難しい事例として、営業秘密を管理していない外注先から新しいパッケージの情報が漏れたケースを紹介した。

新しい技術が開発された場合に、それを特許とするのか、営業秘密にするのかについては、その技術に商業的な価値があるかどうかだとし、特許を出願するにしても最小限の情報にし、重要な部分を保護するのが企業の基本的な戦略だとした。同氏は、そのことを「料理のレシピが分かってもプロと同じようには作れない。レシピには書いていない、細かい多くの技術があるからだ」と例えた。

4. タイ駐在員向け知財基礎セミナー（2018年1月開催）➤

ジェトロ・バンコク、日本弁理士会との共催で、タイを中心とするアセアン知財基礎セミナーを開催。タイにおける知財制度の基礎について、またタイにおける模倣品の実情、知財権を活用して効果的に模倣品を取り締まるための方策についてジェトロ・バンコク知財部が解説した。



本セミナーで伝えたいこと

- I: ジェトロをうまく活用する
(知財に関する相談、情報収集、セミナー・意見交換の参加等)
- II: 商標権、著作権のエンフォースメントが中心
 - > 経済警察(ECD)を利用した刑事摘発が
コスト・期間・抑止力の観点から有効である
- III, IV: 模倣品がタイ国内に多く流通
 - > タイで流通している模倣品の約90%は中国製
 - > 多くは陸路を通じて流入、陸路での税関差止めは困難

一方で、タイ政府は知財侵害への取り締まり強化、
知財の権利化期間の短縮を目指した取り組みを実行中
- V: 冒認(商標)登録される前に商標出願を。
(退職後の)秘密漏洩に対する規定、発明者の報奨規定を。

図4 知的財産基礎セミナーの様子

一部紹介すると、タイ税関によればタイで流通している模倣品の約90%は中国製で、多くは陸路を通じて流入する。商標権・著作権の侵害製品カテゴリーの1位はアパレル、2位は靴、3位はコスメと一般消費財が上位を占めている。陸路での税関差止めはまだまだ困難であることが現実である。権利者におかれては、税関差止申し立ての手続きを行った後も、税関職員に対して真贋判定情報やホワイトリスト(正規代理人の情報等)を提供するなどの対応が必要となるだろう。

なお、税関差止申し立ての手続きとしては、商標権による保護マークについて、タイ知財局・侵害抑制部へ税関差止め申立の申請を行うことで、タイ税関が同知財局を通じて申立情報を入手し、税関差止め商標登録データベース(Thaiipr.com)へ登録するとともにタイ代理人(権利者)に対しログインID・パスワードを発行することとなる。現場の税関職員は「thaiipr.com」の情報を確認して貨物検査・連絡している。権利者におかれては「代理人の情報、連絡先」の変更があればアップデートされたい。Thaiipr.comの詳細はこちらをご参照いただきたい。<http://www.thaiipr.com>

同ワークショップの内容は、アセアンの経済情報誌 Arays に掲載いただいたのでご参照いただきたい。
<http://www.arayz.com/japan-patent-attorneys-association1001/>

5. 政府機関向けタイ真贋判定セミナー (2017年6月開催)

ジェトロ、日本経済産業省による共同開催により、タイで4度目となる真贋判定セミナーをバンコク及び今回初となるラオス国境のムクダハンにおいて開催した。

本セミナーは、タイの執行当局が模倣品の取り締まりを効率的に実施することができるように、日系企業から模倣品と真正品の判定手法をプレゼンテーションするものである。セミナー会場では、日系企業が模倣品と真正品とを比較展示し、実物を見せながらその違いを当局に説明することで、当局関係者の理解促進を図っている。



図5 バンコク真贋判定セミナー(写真上)及びブース展示(写真下)の様子

今回のバンコクでのセミナーにおいては、日本からは過去最多の11社1団体が参加し、当局としてタイ知的財産局（DIP）、タイ税関、特別捜査局（DSI）、経済警察（ECD）、検察局（AGO）等からは約100名の参加があった。また、ムクダハンでのセミナーにおいては、日本からは8社参加、ムクダハンを含むタイ東北地域の税関から約30名の税関職員が参加した。

大手スポーツ用品メーカーや大手服飾メーカーをはじめタイで人気の高い日本企業が一堂に会する機会だったこともあり、メディアの関心も非常に高いものとなった。当局からは、同セミナーを税関職員の真贋判定技術の向上につなげ、より一層、模倣品撲滅に向けて取り組んでいく旨が述べられた。

模倣品を効率的に取り締まるためには、水際措置、すなわちタイ国内に流入する前にタイ税関によって差し止めてもらうのが望ましいが、税関に対し真贋判定情報を伝えるには同セミナー等を通じて、直接税関職員に繰り返し伝えなければならない。また、税関職員は定期的に異動してしまうため、真贋判定セミナーに参加した当局職員に提供した情報が、他の当局職員に対しても十分に共有されるような仕組み作りを検討していく必要がある。

本セミナーは今後も継続して開催していくため、本セミナーに関心があれば是非ジェットロ・バンコク知財部までご相談いただきたい。

6. タイ国境での模倣品現地調査(2017年8月開催)

現在、メコン地域において「国際幹線道路」の開発計画が進んでおり、「東西経済回廊」や「南部経済回廊」、「南北経済回廊」を通じた物量の増加が期待されている。一方で、上述したように陸路を通じた模倣品・海賊版の流入・流出も増えてしまうのではないかと懸念されている。

「陸路を通じた国境では模倣品・海賊版を差し止めることが難しい」とされる理由はいくつかあるものの、税関からの聞き取り調査によれば、①模倣品・海賊版はX線装置では判定不可能であり、実際に開梱してみないと分からない、開梱した場合であっても真贋判定の情報が地方の現場職員まで行き届いていない、②麻薬、武器などを差し止めるプライオリティのほうが高い、③現場職員はきちんと貨物検査を実施しているものの、正規の国境付近に密輸ポイントがあり、模倣品・海賊版は同密輸ポイントを通じて流入・

流出してしまう、とのことである。

そこで、ジェットロ・バンコク知財部では、メコン地域を結ぶ「東西経済回廊」を通じた物流において重要な拠点の一つとなる「タイ国境都市メーソート」、「ミャンマー国境都市ミャワディ」の現場視察を実行し、実際の貨物検査の状況調査に加えて、国境付近にあるとされる密輸ポイントを探ってみることとした。

事前調査により、タイと国境を接するミャンマーのリバーサイドでは、タイでは非合法とされるカジノが複数開設されており、ギャンブルを求める人々がタイ側から頻繁に行き来していることが分かっていた。同カジノ付近に密輸ポイントが存在するのではないかと当たりをつけて、今回は、グーグルマップの詳細表示によって発見した「ミャワディコンプレックス（Myawaddy Complex）」付近の視察を敢行した。

バンコクにあるドンムアン空港からメーソート空港（Mae Sot Airport）に空路で移動した後、予め手配したミャンマーナンバーのミニバンに乗り込み、「タイ－ミャンマー友好橋（Thai-Myanmar Friendship Bridge）」から越境してミャワディコンプレックスへと向かった。



図6 メコン地域を結ぶ「東西（経済）回廊」、物流において重要な拠点となる「タイ国境都市メーソート」、「ミャンマー国境都市ミャワディ」

➤①「タイ-ミャンマー友好橋」をスムーズに通過

タイからミャンマーへ陸路で入国するためには、ミャンマービザを予め取得しておくか、イミグレーションでパスポートを預けて代わりにテンポラリーボーダーパスを受け取る方法がある。今回は、500バーツ（1バーツ=約3.4円、2018年3月時点）を支払い、テンポラリーボーダーパスを受け取ることで国境を通過することとした。



図7 タイ国境（メーソート）の様子，受け取ったテンポラリーボーダーパス



図8 友好橋を渡っている様子を車中から撮影

友好橋を通過中，タイ（メーソート）からミャンマー（ミャワディ）へ移動する大型トラックが並んでおり渋滞していた。タイ・ミャンマー国境の事情に精通しているミャンマー人ドライバーによると，タイで生産された砂糖をミャンマーへ運ぶトラックが比較的多いとのこと（タイは世界有数の砂糖生産国である）。一般車は車道中央線に沿って走行することができ，スムーズに国境を通過することに成功した。

タイ・ミャンマー側ともに，税関職員が輸出入申告書を確認している様子は見られたものの，実際に貨物を開梱している様子は窺えなかった。後日の調査によれば，タイ・ミャンマーともに国境から道なりに暫く進んだところで「税関によるチェックポイント」がいくつか設定されており，正規の国境を通過せず，密輸された貨物も含めて同チェックポイントでの監視を強化していることが分かった。

➤②友好橋から険しい道へと進む

ミャンマーの国境都市ミャワディに辿り着くと街並みは一変し，メーソートよりも多くの店が並んでおり賑わいを見せていた。タイからミャンマーへの物流が

多いためであろう、ミャンマー側の国境都市で繁華街が栄えている（中国-ベトナム国境でも同様に、ベトナム側の国境都市で街が賑わっていたことを思い出す）。携帯電話ショップや両替所が所狭しと並んでいるほか、日本の大手コンビニエンスストアを模倣したとみられるお店も見られた。



図9 ミャンマー国境（ミャワディ）の様子

友好橋からミャワディの街並みに沿って続く大通りから横道にそれると、一変して舗装されていない道路となる。凹凸の激しい道で車両が20~30m進むのも困難な状態が続く。なんとかミャワディコンプレックスの入口まで辿り着くと、また一変して舗装されたモール街が現れた。



図10 ミャワディコンプレックスまでの険しい道

➤③-1 ミャワディコンプレックスに到着

ミャワディコンプレックス内に入ると、まず目に付く建物がカジノである。建物の中まで進むと、昼間から多くのタイ人・中国人とみられる人々がギャンブルに熱中していた。100 パーツ紙幣のほか 1000 パーツ紙幣の束を片手に金銭のやり取りが頻繁になされており、比較的高額な賭博が行われている様子が窺えた（1 パーツ = 約 3.4 円）。カジノ内の天井周辺にはエアコンが所狭しと設置されていたのがとても印象的であった。夜には大勢の客でごった返し、室内が猛烈に暑くなるからであろう。



図11 カジノの入口写真とカジノ店内の様子

カジノを出て中央広場まで歩いてみると、Duty Free ショップ、バー、コンビニ、カラオケ等のお店が並んでいる。奥まった位置にはホテルも完備されていた。注目すべきは、中央広場の川沿いに渡し船の乗り降り場があって、渡し船が頻繁に行き来していることである。ミャンマー人ドライバーによれば、カジノを楽しもうとタイ人・中国人がタイ側からミャンマー側へ自由に行き来しているほか、ミャンマー人がタイへの出稼ぎのために利用しているとのこと。確かにミャンマー側からタイ側へ越境しようとする渡航者の中には、これから出稼ぎに行くのだろう、未成年とも思えるミャンマー人の若者が交じっていた。もちろん、パスポートのような渡航証明を提示している様子もなく非合法的な越境手段であろう。



図12 ミャワディコンプレックスの中央広場の様子

双方の停まり場には軍用銃を所持した軍人が待機していた。国境警備軍(BGF: Border Guard Forces)と呼ばれる、もともと反政府武装組織であった人々である(カレン民族同盟(KNU)と呼ばれる組織で、2012年にミャンマー政府との停戦協定に合意している)。現在は、同政府から実効支配地域の暫定的自治が認められているとのこと。非合法的な渡航を黙認していることから裏の顔がありそうである。

➤③-2 密輸ポイントを発見

中央広場よりもやや下流に進むと、貨物をタイ側からミャンマー側へ運んでいる様子が見られた。注意深く見てみると、ヒトが冷蔵庫を頭上で支えながら運んでいる。メーソートーミャワディ国境を合法的に通過するためには友好橋を利用する必要があるところ、いくつか存在するこのような密輸ルートを利用すれば、正規よりも安価な関税を国境警備軍に対して支払うことで貨物を運搬することができるようである。またドライバーによれば、冷蔵庫や洗濯機のような家電製品、自転車や二輪車、自動車用部品などが頻繁に運ばれているとのこと。これらの貨物は、当方も現場で運搬されている様子を目撃した。そのほか、タイ側からミャンマー側へ大量の砂糖袋を運んでいる姿を確認したほか、ミャンマー側からはレアメタル等の金属資源をタイ側へ運んでいる姿を確認することができた。



図13 タイ側からミャンマー側へ冷蔵庫を密輸している様子



図 14 ミャンマー側へ密輸された自転車や冷蔵庫、洗濯機

国境警備軍がメーソート・ミャワディ国境の沿岸を
 実行支配しているところ、密輸を黙認することや、カ
 ジノやバー等の施設を運営し、タイ人・中国人などの
 非合法的な渡航を斡旋しているところをみると、こうし
 た闇市場から得られる収益が彼らの活動資金源となっ
 ているのであろう（タイ側もミャンマー国境警備軍の
 これら行為に対し手出しできていない様子である）。

以上、メーソート・ミャワディの正規国境では、貨
 物を運ぶトラックが頻繁に行き来していることもあっ
 て、税関職員がわざわざ貨物を開梱して模倣品・海賊
 版が輸入・輸出されていないかまで監視している様子
 は見られなかったこと、また、正規の国境周辺の沿岸
 エリアでは密輸が横行していたことから、冒頭で述べ

た通り、「陸路を通じた国境では模倣品・海賊版を差し
 止めることが難しい」という現状を目の当たりにする
 こととなった。

一方で今回の収穫としては、タイ・ミャンマーとも
 に国境から暫く進んだところで「税関によるチェック
 ポイント」が複数設けられていることがわかり、同
 チェックポイントでの貨物検査を強化することで、今
 後の模倣品・海賊版の差し止め増につながるのではな
 いかと感じた。

7. おわりに

以上、「ジェットロ・バンコクによる知財に関する取り
 組み」についてご紹介した。

もしも「権利を取得したい」、「模倣品が出回ってい
 るようだ」などのアセアン知財に関連した問題が発生
 した場合には、早めに現地法律事務所のアドバイスを
 受けるようにされたい。その際に、法律事務所のコン
 タクト先が分からない、法律事務所に行く前に問題点
 の整理をしたい場合などは、ジェットロ・バンコク知的
 財産部に問い合わせいただき、積極的に活用していただ
 きたい。

※ジェットロ・バンコク事務所 知的財産部

16th Fl. of Nantawan Bldg., 161 Rajadamri Road,
 Patumwan, Bangkok 10330, THAILAND

Tel : (+ 66) 2-253-6441 ext.140, 160

E-mail : bgk_ip@jetro.go.jp

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/ip.html>

なお、本稿は筆者個人の資格で執筆したものであ
 り、ジェットロとして公式見解等を述べたものではない
 点ご了承いただきたい。また、本稿を執筆するにあたり
 、貴重なご助言を賜ったジェットロ・バンコク・加藤
 範久知財部長、木挽謙一知財専門家にこの場で感謝の
 意を述べたい。

(原稿受領 2018. 3. 23)